

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：国土交通省、観光庁、気象庁、運輸安全委員会、海上保安庁

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	81.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	85.9%
全職員	71.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	99.7%
本省課室長相当職	94.6%
地方機関課長・本省課長補佐相当職	95.4%
係長相当職	88.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	87.7%
31～35年	88.6%
26～30年	86.4%
21～25年	86.1%
16～20年	85.8%
11～15年	87.7%
6～10年	90.0%
1～5年	92.1%

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員において男女の給与に差異が出ている主な要因として、近年の新規採用者のうち女性比率が高くなっていることから、相対的に勤続年数が短く、賃金水準が低い女性職員の割合が高くなっていることが考えられる。
- ・職員数を計上する際、所定勤務日数に満たない職員については、月ごとに、所定勤務日数に占める勤務日数の割合に応じた換算を行っている。

* 役職段階の考え方は以下のとおり。

「指定職相当」・・・一般職給与法※の指定職俸給表（1号俸から8号俸）が適用される職員

「本省課室長相当職」・・・一般職給与法の行政職俸給表（一）7級から10級相当職の職員

「地方機関課長・本省課長補佐相当職」・・・一般職給与法の行政職俸給表（一）5級及び6級相当職の職員

「係長相当職」・・・一般職給与法の行政職俸給表（一）3級及び4級相当職の職員

※ここで言う一般職給与法は、「一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）」を指す。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。